

指定管理者制度の現状と課題

—東久留米市スポーツセンターを対象として—

The present conditions and problems of a designated manager system

1K03B135-2 外山 文将

指導教員 主査 作野誠一 先生 副査 木村和彦 先生

【緒言】

指定管理者制度が2003年6月の地方自治法改正により、導入されて4年目を迎えている現在、全国で指定管理者制度導入の兆しが見えてきている。しかし、新しい制度は、指定管理者制度に関わる詳細な手続きや基準、その他の内容を国の法令、通達、指導等を通じて国が関与して画一化することを意識的に差し控えることとし、地方公共団体の自主的な判断と良識に委ねることとしているため、それぞれの地方公共団体には多くの迷いが見られ、検討を繰り返している現状がある。また、筆者の経験から、地方公共団体直営の公共施設のずさんな管理体制に問題を感じた。確かに公共施設は安い利用料金だが、サービスの質は低く、一方ハード面、ソフト面が充実している民間の施設は高い利用料金であるため、利用しにくい。これらの問題が弊害になっているため、利用者が今後増える可能性は低いと感じ、スポーツ振興が叫ばれている現在において、この現状では何も進まないと感じた。筆者の経験から、大学生となり、初めて指定管理者制度を導入した施設を利用した。それは、頻繁に利用している施設が公共施設から指定管理者制度を採用したものであり、その差を筆者の目で実際に感じたことで興味を持った。

そこで本研究では、まず指定管理者制度の成り立ちからその必要性、事例を挙げての問題点と課題を考察していく。その上で筆者が実際に利用している施設を例に挙げ、指定管理者制度の諸問題について、「公の施設」の利用者をより多くしうる施設のあり方、運営管理の方法を提案することを目的とする。

【研究方法】

本研究では、先述した研究課題の解明を通じて、未だ指定管理者制度を導入できてない地方公共団体や利用者の不満を解決するものである。

まず、指定管理者制度導入に至るまでの背景を戦後の時代から公共施設の課題を、社会的背景を軸にして考える。そこで、指定管理者制度を導入している施設の事例から課題を明確化する。その課題を実際に筆者が利用している指定管理者制度を導入した施設を利用者の声を質問紙により問題点を明らかにし、当施設にインタビューし、その回答を検討し、課題を浮き彫りにする。

そこでの改善点とこれからの指定管理者制度のあり方を指摘する。

【結果と考察】

質問紙調査による利用者の声で問題点を明らかにし、当施設にインタビューし、その回答を検討した結果、指定管理者の公募を出した自治体に、多くの応募団体の中から選定されるには、ありきたりなサービスや経費削減の具体的な数字を提案しても難しいことが考えられるため応募団体は、他団体との差をつけるために、公募対象となる施設の隠された問題点を明らかにし、その改善策を提案する必要があることがわかった。

また以前から勤務している公の職員と民間の新しい職員との能力の差が見えてくることがわかった。また、いくら利用しやすい運営管理を行っても、施設環境や民間の事業範囲により限界が見えてくる。課題を克服するには、施設の職員の対応と指定管理者制度導入が故の職員の能力の違い、限られた分野のみのサービス、この2つの問題点が本研究で明らかとなった課題である。

【まとめ】

戦後、地方自治法に切り換えられ、それぞれの改正に至る社会的背景を要因とし、数回の改正を経て、2003年6月に改正法が施行され、指定管理者制度が導入された。そして、指定管理者制度の現状と課題を浮き彫りにするため、本研究では筆者が実際に利用している指定管理者制度を平成18年度から導入している施設を対象に分析・考察した。対象施設の利用者と同施設管理者の協力により、指定管理者制度の実態を詳しく知ることができ、2つの課題も明らかとなった。

しかし、より明確で、どの施設にも共通する現状と課題を把握するには、多くの事例分析を積み重ねる必要がある。したがって、今後、指定管理者制度導入施設の事例を集め、事例分析を積み重ねに積み重ねた研究が望まれる。また、今後も変化していく社会の動向により、「公の施設」に関する地方自治法の改善点をあきらかにすることも必要になってくる。